

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 15 日現在

機関番号：13401

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24330242

研究課題名(和文)法・心理・教育研究者の協同による小学生の発達段階に対応する法教育プログラム開発

研究課題名(英文) Studying of Development of Teaching Materials of Law-Related Education Based on the Psychological Development Stages of Elementary School

## 研究代表者

橋本 康弘 (HASHIMOTO, YASUHIRO)

福井大学・教育地域科学部・准教授

研究者番号：70346295

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、小学生の発達段階に対応した法教育プログラムを開発することである。そのため、小学生を対象にした児童の「民主主義」観に関する質問紙を開発し、小学校2年生、4年生、6年生で実施することで、小学生の「民主主義」観について調査を行った。その調査の結果、「権威に対する見方」「少数意見の受け止め方」「非民主的な決定に対する抵抗の受け止め方」について学年間で相違が見られた。その調査結果を踏まえて、それぞれの学年の発達を「乗り越える」教材を開発した。

研究成果の概要(英文)：A purpose of this study is to develop teaching materials of law-related education based on the psychological development stages of elementary school. We compared second-grader, fourth-grader and sixth-grader regarding their judgment of right and wrong in 'non-democratic situations' and we examined that effect of authority and majority on children's democratic thinking. We defined a non-democratic situation as 'situation in which a person decides something without considering other people's opinions', 'situation in which a person deprives of chance of opinion declaration of others' and 'situation in which the others' resisted behaviour is not admitted'. Results indicated that the effect of the authority and the majority brought a different effect in the situation and the school grade. As a result of survey, We developed teaching materials of law-related education based on the psychological development stages of elementary school.

研究分野：社会科教育、公民教育、法教育

キーワード：法教育 小学校教育 教育系心理学 基礎法学 授業開発

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 子どもの発達に挑戦する法教育プログラムの必要性

わが国の学校教育段階の法教育研究において、研究が最も遅れている分野に「子どもの発達に対応した法教育プログラム開発」がある。近年、法教育は新学習指導要領にも明確に位置づけられ、急速に教材の開発が進められている(法教育研究会 2005)。しかし、多くの法教育教材が小学校高学年以上を対象としたものに限定されている。その原因は、言語発達の未熟さを理由とし「幼い子どもに法教育は難しい」という素朴なあきらめによるものである。

しかし、米国における法や道徳に関する発達研究では、幼児期から子どもが「公正」「権力」「個人の自由」といった法の背景にある概念を認識していることが報告されている(Damon1977 他)。そして、それらの心理学的な実証研究を背景に、小学生の子どもたちの法的資質の発達に挑戦する法教育プログラムも開発されてきている(Center for Civic Education2001)。米国と同様に「法の支配」を社会の基盤とするわが国においても、低学年の子どもたちを含む小学校段階の法教育プログラムの開発は重要であると考えた。

### (2) 法学、心理学、教育学の各研究者による協同の必要性

子どもの発達に対応した法教育プログラム開発には、法学、心理学、教育学の各研究者の協同が不可欠である。抽象的な法概念を小学生でも理解できる言語に置き換えるには、まず 法学者による法概念の本質の明確化が必要である。そして、法概念の本質をわが国の小学生がどのように認識しているのか 心理学者による子どもの法的発達の実態把握も不可欠である。この二つのプロセスを経て、小学生のレディネスに対応した法教育プログラムの開発がはじめて可能となる。本研究のように、法学、心理学、教育学の各

研究者が協同する法教育プログラムの開発研究は、これまでに類を見ないものであり学術的価値も高いと考えた。

## 2. 研究の目的

本研究は、立憲民主主義社会を担う子どもたちの法的資質の育成をめざし、法学、心理学、教育学の研究者が協同して、以下の事柄について、研究することを目的としていた。

- (1)小学生に育成すべき法的概念の明確化 = 法学研究者をリーダーとする法概念の研究
- (2)小学生の法的発達の実態把握 = 心理学研究者をリーダーとする発達の研究
- (3)法的発達を促す小学校 6 年間の法教育プログラムの開発 = 教育研究者をリーダーとする教育内容の開発研究

以上三つの研究を組み合わせ、最終的には法的発達段階の調査を踏まえた、小学校段階に対応する法教育プログラムを開発しようとした。

## 3. 研究の方法

- (1)国内調査：国内における小学校法教育の現状と課題の確認(主担当：二階堂年恵)

法と教育学会及び法教育フォーラムに関係する法教育推進小学校への訪問調査や日弁連や各単位会、「法教育先進校」である福井県内や大阪府内等で実施されている法教育プログラムを収集し、その内容を分析した。

- (2)海外調査：法教育先進国における法的発達調査方法及び法教育教材の調査(主担当：磯山恭子、中原朋生、橋本康弘、樟本千里)

アメリカ合衆国における法教育授業を見学し、また、法教育教材を収集するため、Classroom Law Project 等を訪問し、ヒアリング調査を行った。

アメリカ合衆国における道徳性発達論に基づく教育実践研究を行っている、Center for Spiritual and Ethical Education の上級部長である David Streight から、ヒアリング調査を行った。

子どもの道徳的(法的)発達に関する最新

の動向を探るため、The Association for Moral Education の年次総会に参加し、児童（生徒）の道徳（法）的発達に関する教育に関連したセッションで諸外国の研究者と意見交換を行った。

### (3) 質問紙の開発・実施

小学生に育成すべき法概念の探究（主担当：土井真一、根本信義）

法の背景にある基本概念（公正・正義・責任・尊重）、統治機構（三権分立、司法システム、立法システム、行政システム）、基本的人権、私法の基本的な考え方（私的自治の原則、契約）の内、いくつかを抽出し、小学生の発達段階を踏まえ、それら法概念をわかりやすい表現に改めた。

法的発達調査質問紙の作成（主担当：樟本千里・中原朋生）

(3) での議論を踏まえ、質問紙を作成した。なお、今回の調査では、子どもの「民主主義」観の調査とし、子どもたちの民主主義概念の発達状況を探るために、非民主的な3つの事象に対する善悪の判断に関する調査を行った。非民主的な3つの事象とは、第1に「みんなのことはみんなで決める」という民主主義の原則に反する状況、第2に「少数者の意見を尊重する」という原則に反する状況、第3に「皆で決めたことは皆で守る（または皆で決めていないことへの抵抗を認める）」という原則に反する事象である。

法的発達調査質問紙の予備調査の実施（主担当：橋本康弘）

法的発達調査質問紙の質問事項を子どもたちが十分に読み解けるのか、こちらが想定していた内容とは捉えず、児童がミスリードをしないのか、等を調査するため、大阪府内の小学校で、1年生、2年生、4年生、6年生に予備調査を実施した。

予備調査の結果分析と本調査用紙の作成（主担当：樟本千里・中原朋生）

ミスリードをしたと考えられる質問の修

正、問題の差し替えなどについて議論を行い、本調査用紙を作成した。本調査は、2学年、4学年、6学年で実施することとした。

本調査の実施（主担当：橋本康弘・須本良夫）

本調査を大阪府内2校、広島県内1校、青森県内1校、兵庫県内1校、岐阜県内1校の小学校合計6校で実施した。

本調査の結果分析（主担当：樟本千里・中原朋生）

本調査の結果について、数量的な分析とともに、子どもたちの記述を中心に、質的な分析を行った。なお、質的調査については、大阪府内2校の児童による記述を中心に行った。

(4) 法的発達調査の結果を踏まえたプログラム開発（主担当：桑原敏典・渡部竜也・中原朋生・須本良夫）

本（予備）調査の結果を踏まえ、「権威」「少数者の尊重」「抵抗権」をテーマにした法教育プログラムを開発した。

## 4. 研究成果

(1) 質問紙調査のプロセス・結果 - 子ども 的発達の実態 -

質問紙調査の分析を行うには十分な時間がなかった。ここで記述するのは、結果分析の一部である。

研究仮説：子どもの発達の知見から、子どもの民主的な思考・態度を阻害するものには、視点取得能力の未熟さ、権威主義的思考、同調性の高さの3点が考えられる。視点取得能力の未熟さは、自己と他者の信念や思考、価値観などの違いに気づかない可能性、気づいても複数の視点を統合することが困難であることにつながる。Piaget や Kohlberg 流の他律から自律へという一元的な発達理論に基づけば、幼い子どもは権威志向的であることが明らかにされており、公正、正義などの概念形成には児童期後期あるいは青年期まで構成されないと考えられている。このこ

とから児童は、権威者が行うことならば正しいと考えるのではないかと予想される。また、児童期とくに中学年はギャングエイジともよばれ集団性が芽生える時期であり、同時に良い子志向、対人同調的であることも知られている。このことから、児童は多数者への同調を過度に重視するのではないかと予想される。認知的制約である、視点取得能力の未熟さはその発達時期を待たなければならないが、権威志向や対人同調性に関しては価値観の要素も多く含み、教育可能性の余地があると考えられる。したがって、児童期からの法教育を考えるにあたり教育プログラムとして操作できるのはこの2点であろうと思われる。そこで、特別な法教育の機会を与えられていない児童の意識調査を行うに当たり、子どもの非民主的な事象における考え方に對して、権威性と同調性がどんな効果をもつのかを明らかにする必要があると考えた。

調査用紙の作成：上述の3つの事象に対して次のような調査計画を立てて調査を行った。第1の「みんなのことはみんなで決める」という原則に反する状況に対する児童の善悪判断への、学年(2年生、4年生、6年生)×権威(先生、私)×同調(多数者への同調、少数者への同調、同数)の影響を検討した。第2の「少数者の意見を尊重する」という原則に反する状況に対する児童の善悪判断への、学年(2年生、4年生、6年生)×権威(先生、私)×同調(少数者の意見表明、同数者の意見表明)の影響を検討した。第3の「皆で決めたことは皆で守る(または皆で決めていないことへの抵抗を認める)」という原則に反する状況に対する児童の善悪判断への学年(2年生、4年生、6年生)×同調(みんなですべて休む、ひとりで休む)×関与(関与している、関与していない、当事者以外も関与)の影響を検討した。

さらに、それぞれの善悪判断に対しての理由づけを問い自由記述で応えさせた。第1の

「みんなのことはみんなで決める」という原則と第2の「少数者の意見を尊重する」という原則に対しては、多数者への同調(人気がある)、配慮(意見が通らなかった側への)、勝手(手続きが無視されている)の3つの基準で分類を行った。第3の「皆で決めたことは皆で守る(または皆で決めていないことへの抵抗を認める)」という原則に対しては、抵抗する(休む)ことが悪い、個人の自由を認める、配慮(他の理由を探す)

手続きの不備の4つの基準で分類を行った。それぞれの理由づけにおいても、学年や状況の違いによって、判断理由に違いがあるのかどうかを検討した。

調査の結果：調査を分析した結果、民主主義の原則に反するいずれの事象においても、学年を問わず望ましくないという判断を示された。しかし、その判断の程度においては学年差がみられたものがある。本研究で定義した民主主義を構成する3つの原則のうち、権威性については「みんなのことは皆で決める」「少数者の意見を尊重する」という2つで検討した。

そのうち善悪判断に権威性の影響が示されたのは「みんなのことは皆で決める」という原則においてである。2年生と6年生は権威者である先生の決定に対しては場面によって異なる判断を行っている。それは、集団の意見が同数の場合にどちらかに寄った決定を行う場合と、少数の意見に寄った決定を行う場面である。集団の意見が同数の場合には、2年生と6年生は教師の権威性をある程度認めているといえる。また、2年生、6年生ともに、少数者の意見に寄った決定は悪いと判断されるが、その理由は学年で異なる。2年生は「先生だから」という権威者であることを判断理由に挙げるが、6年生は「みんなの意見を聞く必要性」を判断理由にあげている。すなわち、2年生は権威者の行動としてふさわしい行動かという点から判断してい

るのに対して、6年生は適切な手続きをとったかという点から判断している。これらの結果から、教師という権威性が認められる状況も存在するが、児童は権威者の決定に従順に従う判断はせず、当初想定したよりも厳しい視点で権威者の行動を判断していたといえる。4年生は2年生的な考え方から、6年生の考え方へ移行する途中であり、権威性そのものの影響がみられなかったと考える。

一方、「少数者の意見を尊重する」という原則においては権威性の影響は見られなかった。しかし、その善悪判断には学年差がみられ、2年生だけが少数者からの意見表明の場合と、同数者からの意見表明の場合とで判断を変えていた。すなわち、2年生は同数者からの意見表明は聞いた方が良いが、少数者からの意見表明は聞かなくても良いだろうと判断していた。4年生、6年生はいずれの場合においても意見は聞いた方がよいと判断している。したがって、2年生は「多数」という数の原理が強きはたらき、少数者への配慮が弱いと言える。

最後に「皆で決めたことは皆で守る」という原則については、集団への同調性について主に検討している。集団への同調性の影響が示されたのは6年生であり、抵抗する場合は個人で抵抗するのではなく、集団で抵抗した方が良いと判断している。2年生、4年生にはこの傾向は見られず、「集団」を形成することが価値あるものとして捉えられていくのではないと思われる。また、民主主義的な意思決定の原則からすると、関与者以外が意思決定の場に参加していることは手続き上良くないことであるのだが、4年生、6年生は関与者だけで意思決定を行った場合よりも、関与者以外を含んだ「クラス」での意思決定を最も尊重している。児童に提示した場面が学校を背景としたものであることから考えると、この考え方は一概に否定できるものではなく、社会化の過程において当然の

結果だと考えることもできる。したがって、集団への同調性の影響については、加齢とともに増加していくと考えられる。

以上のような研究成果を踏まえて、それぞれの発達に挑戦する法教育プログラムの開発に着手した。

(2)質問紙調査の結果を踏まえた法教育プログラムの開発 - 「権威」「少数者の尊重」「抵抗(権)」に関する教材開発 -

法教育プログラム開発の指針：以上のような分析結果を踏まえ、次のような指針でプログラムを開発することとした。

「権威」「少数者の尊重」「抵抗(権)」に関する教材を作成すること。

「権威」については、「権威への服従から権威の存在を受け入れるかどうかの『ゆらぎ』」を意識した教材、「権威の行為を吟味する教材」を作成すること。

「少数者の尊重」については、「『多数決絶対』から多数決を受け入れるかどうかの『ゆらぎ』」を意識した教材、「少数者の意見を尊重する教材」を作成すること。

「抵抗(権)」については、「手続き的正義がないことを踏まえ、抵抗することの意義に気づく教材」「抵抗者の意見を吟味する教材」を作成すること。

法教育プログラムの開発

上記の 印に関わる教材・プログラムを前述の主担当者を中心に開発した。なお、これら開発したプログラムの実践は今後の課題である。

引用文献

法教育研究会、はじめての法教育、ぎょうせい、2005

Damon,W,*The Social World of The Child* ,Jossey-Bass,1977

Center for Civic Education、テキストブック・わたしたちと法、現代人文社、2005

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

須本良夫、きまり概念の育成を目指した生活科授業の創造 - 子どもの遊びに着目して - 、岐阜大学教育学部研究報告(人文科学)、査読有、62巻1号、2013、29-38

橋本康弘、法教育の充実と道徳教育、中学校、査読無、719、2013、4-7

橋本康弘、現在の道徳に必要な要素は何か - 法教育に視点を当てて - 、教職研修、査読無、492、2013、32-33

橋本康弘、新学習指導要領における法教育 - 法教育に関して法律実務家に求められること - 、法律のひろば、査読無、Vol166/No.10、2012、4-10

橋本康弘、「法教育」の現状と課題 - 官と民の取り組みに着目して - 、総合法律支援論叢、査読無、2号、2012、46-59

磯山恭子、アメリカの社会科における多文化的法教育の特色 - 社会正義の内容構成の分析を通して - 、社会科教育研究、査読有、No.116、2012、81-92

〔学会発表〕(計3件)

橋本康弘、樟本千里、中原朋生、土井真一、根本信義、磯山恭子、桑原敏典、須本良夫、渡部竜也、二階堂年恵、児童の発達を踏まえた法教育のあり方の研究 - 質問紙調査の結果を踏まえて - 、2014年11月29日、静岡大学

樟本千里、橋本康弘、桑原敏典、中原朋生、土井真一、根本信義、須本良夫、渡部竜也、磯山恭子、二階堂年恵、二宮克美、児童期における法教育の可能性を探る - 法学、教育学、心理学の研究者の協同による - 、日本教育心理学会、2014年11月8日、神戸国際会議場

樟本千里、橋本康弘、土井真一、根本信義、磯山恭子、桑原敏典、中原朋生、二階堂年恵、渡部竜也、須本良夫、児童の物事の決め方に対する民主的な意識の発達、日本教育心理学会、2013年8月17日、法政大学

〔図書〕(計2件)

中原朋生、現代アメリカ立憲主義公民学習論研究、風間書房、2014、350頁

渡部竜也、アメリカ社会科における価値学習の展開と構造 - 民主主義社会形成のための教育改革の可能性 - 、風間書房、2014、403頁

6. 研究組織

(1)研究代表者

橋本 康弘 (HASHIMOTO Yasuhiro)  
福井大学・教育地域科学部・准教授  
研究者番号：70346295

(2)研究分担者

土井 真一 (DOI Masakazu)  
京都大学・法学研究科・教授  
研究者番号：70243003

根本 信義 (NEMOTO Nobuyoshi)  
筑波大学・人文社会系・教授

研究者番号：00436247

磯山 恭子 (ISOYAMA Kyoko)  
静岡大学・教育学部・教授

研究者番号：90377705

桑原 敏典 (KUWABARA Toshinori)  
岡山大学・教育学研究科・教授

研究者番号：70294395

中原 朋生 (NAKAHARA Tomoo)  
川崎医療短期大学・医療保育科・教授  
研究者番号：30413511

二階堂 年恵 (NIKAIDO Toshie)

広島文化学園大学・学芸学部・教授  
研究者番号：50513032

須本 良夫 (SUMOTO Yoshio)

岐阜大学・教育学部・准教授  
研究者番号：30547691

渡部 竜也 (WATANABE Tatsuya)

東京学芸大学・教育学部・准教授  
研究者番号：10401449

樟本千里 (KUSUMOTO Chisato)

岡山県立大学・保健福祉学部・講師  
研究者番号：10413519